

指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

指定特定非営利活動法人から「事業の概要の変更の届出」がありましたので、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 11 条第 2 項の規定により、当該指定特定非営利活動法人の基準の適合について、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 変更の届出内容

(1) 届出があった法人

指定特定非営利活動法人おれんじハウス

(令和 4 年 6 月 15 日指定)

※ 詳細は「資料 3-2 届出があった指定特定非営利活動法人の概要」参照

(2) 届出内容

事業の概要の変更 (令和 8 年 6 月 4 日届出)

変更前	変更後
①保育所の運営	①保育所の運営
②子育てに関する情報の提供、 相談、支援、地域交流事業	②子育てに関する情報の提供、 相談、支援、地域交流事業
	③医療法に基づく診療所の開設 及び運営事業
	④地域住民に対する健康相談、予防 医療及び生活習慣改善支援事業
	⑤医療・健康に関する情報提供 及び啓発活動事業

2 基準の適合について

指定特定非営利活動法人変更届出書等を審査した結果、次の指定基準に適合することを確認しました。

指定基準 2 : 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

※ 詳細は「資料 3-3 届出法人の指定基準 2 の適合確認内容」参照

3 関係法令

- (1) 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第 11 条 指定特定非営利活動法人は、第 3 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 7 条第 2 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出（第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更による場合に限る。）があった場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

【参考】第 11 条 参照条文の概要

第 3 条第 1 項第 3 号：特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

第 3 条第 1 項第 4 号：市内における特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域

第 7 条第 2 項第 1 号：名称

第 7 条第 2 項第 3 号：主たる事務所及び市内の事務所の所在地

- (2) 地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出）

第 13 条 条例第 11 条第 1 項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項の変更による場合

ア 条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる基準（条例第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款（定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。）

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款の変更をした場合（法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。）に限る。次号イにおいて同じ。）

エ 当該定款の変更に係る法第 25 条第 3 項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

届出があった指定特定非営利活動法人の概要

法人名	特定非営利活動法人おれんじハウス
代表者の氏名	理事長 中陳 亮太
主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区栄町1番地19 グレイス横浜ポートシティ1階
設立年月日	平成24年4月1日
定款に記載されている目的	この法人は、保育を必要とする子どもに対して保育運営をはじめ、家庭的な雰囲気の中で子どもの成長にあわせた保育サービスを行い、子育て支援や地域の方との交流を図ると共に、地域住民、医療的支援を必要とする者に対して、適切かつ継続的な医療サービス及び健康増進支援を提供し、疾病の予防、早期発見及び治療の推進を図り、誰もが安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
活動分野	1 子どもの健全育成を図る活動 2 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	1 保育所の運営 2 子育てに関する情報の提供、相談、支援、地域交流事業 3 医療法に基づく診療所の開設及び運営事業 4 地域住民に対する健康相談、予防医療及び生活習慣改善支援事業 5 医療・健康に関する情報提供及び啓発活動事業
活動地域	横浜市全域

届出法人の指定基準2の適合確認内容

◎指定基準2：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	特定非営利活動法人おれんじハウスの基準の適合に関する説明内容
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※ 次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断	
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の実策に合致しているものであること	横浜市子ども青少年局からの委託で2016年4月1日から現在まで横浜市の産前産後・育児支援ヘルパーの派遣事業を行っております。妊娠後期でお腹が大きくなり家事の負担が大きい方、体調が悪くて家事ができない方、里帰り出産をせずに身近に頼りにできる人もいなくて困っている方、育児で心身に疲れを抱えている方に対して「食事・洗濯・掃除・買い物など」の家事支援から「授乳・オムツ交換・沐浴など」の育児支援を主体に地域の皆様のご要望にお応えできるよう、活動を行っております。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	当法人は「すべての家族に子育てのよきこびを “すべてのこどもに” その子らしさ” を」をビジョンに2013年4月1日から現在までに認可保育所・小規模保育事業・企業主導型保育事業を横浜市に8園、江戸川区に3園、港区の元麻布保育園を指定管理委託で、運営をして参りました。財政面では行政からの補助金・給付金があり、安定した収入を得ております。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	保育園事業や、各種ヘルパー事業の案内として当法人のホームページに詳細を載せており、対象になる方がご連絡を頂きやすい配慮を行い、受益の機会を開いております。各種ヘルパー派遣事業においては、横浜市が定める対象者であればサービスを利用でき、その他特段の条件は定めていません。診療所の運営等の医療サービスにおいては、保険診療に対応するため指定申請を取得し、地域住民の方々に広く医療サービスを提供し、医療に関する相談の機会、医療に関する情報等も同様に広く提供します。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	保育園事業や各種ヘルパー事業以外には、地域の方々が参加できる子育て支援イベントとして、子ども食堂や子育て相談会の開催や、医療的ケア児でも参加できるキャンプイベントであるインクルーシブ親子キャンプ開催などの活動もしております。その他、毎年行われている横浜マラソンでは、2019年より横浜マラソン事務局と連携したイベント企画・協力として、ランナーのお子様をお預かりする託児所、遊具等を持ち込みしたキッズパークの設置運営を行っております。診療所の運営等の医療サービスにおいては、当法人が診療所の開設許可を取得し、保険診療指定医療機関として指定を受けたうえで、自主的・自発的・独立的に運営を行い、地域の他医療機関や介護保険施設等と綿密な連携を行います。
(オ) その他、市民の利益に資すること	未就園児を育てるお母さんや困っているお母さんのセーフティーネットとして、反町（横浜市）と中葛西（江戸川区）の企業主導型保育園では無料の一時保育事業も行っており、地域の方に安心して育児をして頂くサポートが出来るよう活動しています。また、子ども専門の訪問看護ステーションでは医療的ケアが必要なご世帯へ在宅支援を行っており、精神面、心理面における心のケア、お子さまの状態に合わせた、一人一人の成長と発達の支援を行っております。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある	
(7) 行政から支持を受けている実績	「横浜市産前産後ヘルパー事業」 「横浜市育児支援ヘルパー事業」 [内容] 横浜市子ども青少年局地域子育て支援課から委託を受け、訪問した居宅等における育児機能の補完・支援を目的とした事業を行っている。 [期間] 平成28年4月1日～令和8年3月31日